

会計事務所インフォメーション

令和2年6月吉日

市田博宣税理士事務所

新型コロナウイルスの影響により支給される給付金等の税金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として支給される給付金、助成金の税金、会計処理についてご案内いたします。

主な支援策	支援額等	法人（法人税）	個人（所得税）
持続化給付金	中小法人等：最大200万円 個人事業者：最大100万円	課税	課税
特別定額給付金	10万円/人		非課税
休業協力金	各種	課税	課税
雇用調整助成金	上限15,000円/人×休業日数	課税	課税

給付金・助成金等のうち事業に関して支給されるものは「雑収入」勘定で仕訳をし、法人税・所得税の課税対象となります。但し、給付金等の支給額を含めた1年間、1期間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。

上表の「特別定額給付金」は家計への支援として臨時特例により非課税とされています。事業用の銀行口座に入金された場合は、「預貯金/事業主借」など「事業主」勘定で仕訳します。

給付金・助成金等は消費税は課税されず、消費税区分は「不課税」や「対象外」で処理します。

(平戸一匡)

所長よりの一口メモ

栄冠は君に輝く 古関裕而氏、作曲の大会歌！

夏を先取りしたような見出しは、皆様もよくご存じ、夏の高校野球の大会歌（曲目）です。

毎朝、NHKの朝のドラマ「エール（BS放送）」を見て出勤しています。作曲家、古関裕而氏と奥さんの夫婦愛を描いた笑いあり、涙ありの15分で昨今の厳しい状況下、暫しの安らぎを覚えます。

先日、高野連が新型コロナウイルスの影響で選抜出場を果たせなかった32校を8月、甲子園球場に招待し「交流試合」を行うと発表しました。とても良い企画と思います。大阪桐蔭高校と履正社高校の対戦も組まれているようです。それぞれ一試合のみで優勝校云々はありませんが、選手にとってはきっと良い思い出になることでしょう。

暑い夏に新型コロナを蹴散らすべく、古関先生の大会歌が鳴り響くことを期待しています。

不要不急という言葉 税務用語：「不要不急の前払い」といった使い方。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまで聞き覚えのない数々の言葉を耳にしました。

パンデミック、クラスター、オーバーシュート、ロックダウン、ソーシャル・ディスタンスなどカタカナ語がよく聞かれましたが、多くはウイルスの脅威、感染拡大に関する言葉と受け止められます。

これに対し、三密はともかく、「特別定額給付金」や「持続化給付金」など国民生活に直接影響するような制度の名称は、日本語が馴染むのでしょうか。オンライン申請など必ずしもそうとばかりは言えないかも知れません。

初期段階には、感染防止のために「不要不急の外出を控えるように」との要請が随分ありました。この言葉は、かつて好景気の時代に利益を減らす目的で翌期の経費を繰上げ計上すること等を抑制する目的で、税務当局が口にしていたようにも思います。防止の効果という点で共通しそうです。